

## 富士見市入札監視委員会設置要綱

### (設置)

第1条 市（水道事業を含む。）が発注する建設工事及び建設関連業務（以下「建設工事等」という。）について、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を高めるとともに公正な競争を促進するため、富士見市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市が発注した建設工事等に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 市が発注した建設工事等のうち委員会が抽出したのものに関し、一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由、指名競争入札等に係る指名の理由、随意契約とした理由等について審議を行うこと。
- (3) 前2号の事務に関し、報告の内容又は審議した建設工事等の入札及び契約手続に改善すべき点があると認めた場合において、市長に対して意見の具申又は勧告を行うこと。
- (4) その他必要な事項についての調査、意見具申又は勧告をすること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員3人で組織する。

- 2 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約手続についての審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。ただし、通算の任期は、10年を超えることはできない。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会の議事の概要は、これを公表する。

(抽出の委任)

第7条 委員会は、第2条第2号の規定による建設工事等の抽出に関する事務を、あらかじめ指名した委員に委任することができる。

(意見の具申又は勧告の公表)

第8条 委員会は、第2条第3号に規定する市長に対して意見の具申又は勧告を行った場合は、その内容を公表するものとする。

(委員の除斥)

第9条 委員は、第2条第2号から第4号までの事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総合政策部管財課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後に最初に第3条第2項の規定により委嘱された委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、当該委員を委嘱した日から平成23年3月31日までの期間とする。